

## ながぎん e-口座特約

### 1 特約の適用範囲等

- (1) この特約は、「ながぎん e-口座」に適用される事項を定めます。
- (2) この特約は、「総合口座取引規定」および「普通預金規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとします。
- (3) この特約に定めがない事項に関しては「総合口座取引規定」、「普通預金規定」、「キャッシュカード規定」、「インターネットバンキング・モバイルバンキング利用規定」など関連する規定(以下、総称して「関連規定」といいます。)により取扱います。
- (4) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは、「関連規定」に従います。

### 2 ながぎん e-口座

- (1) ながぎん e-口座は、通帳を発行しない個人のお客さま専用の普通預金口座をいいます。
- (2) 普通預金口座の開設にあたっては、当行所定の手続きにより通帳が発行されている普通預金口座(以下、「有通帳口座」といいます。)のほか、ながぎん e-口座を選択できるものとします。
- (3) ながぎん e-口座のご利用にあたっては、キャッシュカードの発行と個人向けインターネットバンキングの利用口座への登録を必須とします。

### 3 入出金明細の照会

ながぎん e-口座の入出金明細は、個人向けインターネットバンキングまたはながぎんアプリにてお客さまご自身が照会することとし、定期的なお取引明細は発行しません。

### 4 有通帳口座からながぎん e-口座への切替え

- (1) お客さまは、有通帳口座をながぎん e-口座に切替えることができます。ただし、ながぎん e-口座に切替える預金口座についてキャッシュカードを発行していない場合や個人向けインターネットバンキングの利用口座に登録されていない場合はお申し込みいただくことができません。  
(キャッシュカードの発行や個人向けインターネットバンキングの利用口座への登録をながぎん e-口座への切替えと同時に手続きされた場合を除きます)。

- (2) 有通帳口座をながぎん e-口座へ切替えた場合、有通帳口座の通帳はながぎん e-口座へ切替えた時点でご使用いただけなくなります。

## 5 ながぎん e-口座から有通帳口座への切替え

- (1) お客様は、当行所定の手続きによりながぎん e-口座を有通帳口座に切替えることができます。

この場合、当行所定の通帳発行手数料をいただきます。

- (2) 当行は、通帳発行手数料を関連規定にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしで当行所定の方法によりながぎん e-口座から切替えられた有通帳口座から引落しすることができるものとします。

## 6 預金の預入れ、払戻し、解約等

- (1) 窓口にて預金の預入れ、払戻し、解約をする場合には、通帳の提出に代えて、キャッシュカード、お届け印を提出してください。なお、届出印鑑の登録のないお客様の手続きにあたっては、届出印の代替として当行所定の本人確認書類の提示をいただくものとします。

- (2) 前(1)のほか、有通帳口座において通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳の提出に代えて、キャッシュカードを提出してください。なお、手続きにあたっては、本人確認書類の提示など当行所定の手続きを求めることがあります。

## 7 ながぎん e-口座に係る個人向けインターネットバンキングの解約・利用口座の削除

- (1) ながぎん e-口座が利用口座として登録されている個人向けインターネットバンキングを解約、またはながぎん e-口座を利用口座から削除(以下、総称して「個人向けインターネットバンキングの解約等」といいます。)した場合は、個人向けインターネットバンキングで当該預金口座の入出金明細を確認することができなくなりますので、ながぎん e-口座を有通帳口座へ切り替えたうえで個人向けインターネットバンキングの解約等を申し込みしてください。

- (2) 個人向けインターネットバンキングの解約等により確認できなくなったながぎん e-口座の入出金明細は、窓口における当行所定の手続きにより確認することができます。この場合は、当行所定の手数をいただきます。

- (3) ながぎん e-口座であってもインターネットバンキング・モバイルバンキング利用規定に定める当行からの解約・取引停止事由に該当する場合は、当行はお客様に通知することなく個人向けインターネットバンキングを解約・取引停止しま

す。これにより確認できなくなったながぎん e-口座の入出金明細は、窓口にて当行所定の手続きにより確認してください。この場合は、当行所定の手数料をいただきます。

## 8 総合口座取引の取扱い

総合口座取引における定期預金については、別冊通帳にて取扱います。

## 9 特約の変更

この特約は、金利情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、内容を変更または改廃できるものとします。この場合は、当行は変更後の特約をホームページへ掲載すること等、当行所定の方法により告知し、その際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2021年 7 月 29日現在)